

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年7月29日
【発行者名】	マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大原 啓一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目7番27号
【事務連絡者氏名】	品川 あづみ
【電話番号】	03-6441-3795
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	MSV内外ETF資産配分ファンド(Hコース)
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間：上限10百万円 継続申込期間：上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年5月24日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。なお、平成28年5月25日付および平成28年6月30日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）につきまして、平成28年8月1日より委託会社による投資一任サービスが開始することに伴い、ファンドの取得には投資一任契約の締結が必要になること及び信託報酬に投資一任契約に係る報酬が含まれることを明確にするための記載をし、平成27年8月28日に設立された委託会社が、第1期事業年度（自平成27年8月28日至平成28年3月31日）を迎えたため、委託会社等の経理状況に財務諸表を追加し、平成28年6月24日に委託会社が増資を行ったことに伴う訂正および原届出書に記載の情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

下線部 _____ が訂正部分を示し、原届出書の更新後の内容を記載する場合は<更新後>とします。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

<訂正前>

申込の方法

当ファンドの取得申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに販売会社の所定の方法で行われます。取得申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

(略)

<訂正後>

申込の方法

当ファンドの取得申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに販売会社の所定の方法で行われます。取得申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

なお、当ファンドは、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社が投資一任契約において投資対象とするファンドです。したがって、当ファンドの受益権の取得申込者は、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社と投資一任契約を締結する必要があります。

(略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(略)

<ファンドの特色>

(略)

組入れている外貨建資産については、対円の為替ヘッジを行うことがあります。

外貨建債券の指数に連動している投資信託証券の一部もしくは全部について、対円の為替ヘッジを行うことで、実質的に国内債券に連動する資産クラスに代替します。

< 訂正後 >

(略)

< ファンドの特色 >

(略)

組入れている外貨建資産については、対円の為替ヘッジを行うことがあります。

外貨建債券の指数に連動している投資信託証券の一部もしくは全部について、対円の為替ヘッジを行うことで、実質的に国内債券に連動する資産クラスに代替します。

当ファンドの取得には、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社との投資一任契約の締結が必要です。

当ファンドは、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社が投資一任契約において投資対象とするファンドです。したがって、当ファンドの取得には、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社と投資一任契約を締結する必要があります。

(2)【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

平成28年6月10日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始(予定)

< 訂正後 >

平成28年6月10日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

(略)

委託会社の概況

(イ) 資本金の額

250百万円(平成28年3月31日現在)

(ロ) 委託会社の沿革

平成27年8月28日 会社設立

平成27年10月27日 「日本投資顧問株式会社」から「マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社」に商号変更

平成27年11月27日 資本金100百万円から250百万円に増資

(ハ) 大株主の状況(平成28年3月末現在)

株主名称	住所	所有株数	比率
マネックスグループ株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	<u>10,202株</u>	51.01%
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	<u>8,800株</u>	44.00%
Raisonnable, Inc.()	103 Foulk Road Suite 200, Wilmington County of New Castle, Delaware 19803, United States of America	<u>998株</u>	4.99%

() The Vanguard Group Inc.,(米国法人)の100%子会社です。

(略)

< 訂正後 >

(略)

委託会社の概況

(イ) 資本金の額

500百万円(平成28年6月30日現在)

(ロ) 委託会社の沿革

平成27年8月28日 会社設立

平成27年10月27日 「日本投資顧問株式会社」から「マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社」に商号変更

平成27年11月27日 資本金100百万円から250百万円に増資

平成28年6月24日 資本金250百万円から500百万円に増資

(ハ) 大株主の状況(平成28年6月末現在)

株主名称	住所	所有株数	比率
マネックスグループ株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	15,303株	51.01%
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	13,200株	44.00%
Raisonnable, Inc.()	103 Foulk Road Suite 200, Wilmington County of New Castle, Delaware 19803, United States of America	1,497株	4.99%

() The Vanguard Group Inc.(米国法人)の100%子会社です。

(略)

3 【投資リスク】

参考情報

<更新後>

■ 参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

◆ 有価証券届出書の提出日現在、年間騰落率および分配金再投資基準価額はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ◆ 代表的な資産クラスについて、2011年1月～2015年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラスすべてが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ◆ 有価証券届出書の提出日現在、運用実績はありません。
- ◆ 当ファンドは、ベンチマークがないため該当事項はありません。

<各資産クラスの指数>

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込)
 外国株：MSCIコクサイ・インデックス(円ベース、配当込)
 国内債券：NOMURA-BPI総合
 外国債券：パークレイズ・グローバル・アグリゲート(円ベース)
 グローバルREIT：FTSE EPRA/NAREIT グローバル・リート・インデックス
 (注)海外の指数は、為替ヘッジ無しによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

- 「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社東京証券取引所が算出、公表している指数で、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。
 - 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。
 - 「NOMURA-BPI総合」は、野村證券株式会社が公表する、日本の公債債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。
 - 「パークレイズ・グローバル・アグリゲート」は、パークレイズが開発した指数で、世界主要国に上場している債券を対象として算出した指数です。
 - 「FTSE EPRA/NAREIT グローバル・リート・インデックス」は、FTSE インタナショナル・リミテッドが算出、公表している世界主要国に上場している不動産投資証券(REIT)を対象としています。
- ※上記各指数に関する著作権、知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、算出・公表している指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 ※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切の責任を負いません。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

当ファンドの純資産総額に対して年率0.891% (税抜0.825%) の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

信託報酬は、毎日計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産の中から支弁するもの
とします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

消費税法の変更があった場合は、税率に応じて税込みの料率に変更されます。

信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

< 信託報酬の配分(税抜) >

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.72%	当ファンドの運用、受託会社への運用指図、目論見書等の作成等の対価
販売会社	年0.08%	購入後の情報提供、顧客口座の管理等の対価
受託会社	年0.025%	当ファンドの運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

上記の他に当ファンドが投資する投資信託証券に関しても信託(管理)報酬等がかかります。

当ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率は、当ファンドの純資産総額に対して、年率1.041%程度(税込)(概算値)です。

概算値は、投資対象とする投資信託証券における信託(管理)報酬率を含めた実質的な報酬率を各投資信託証券への基本配分に基づき算出したものです。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、「実質的な信託報酬率」は概算値で表示しています。

< 訂正後 >

当ファンドの純資産総額に対して年率0.891%(税抜0.825%)の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

信託報酬は、毎日計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産の中から支弁するもの
とします。また、信託報酬率0.891%(税抜0.825%)には投資一任契約に係る報酬が含まれます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

消費税法の変更があった場合は、税率に応じて税込みの料率に変更されます。

信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

< 信託報酬の配分(税抜) >

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.72%	当ファンドの運用、受託会社への運用指図、目論見書等の作成、投資一任に係る業務等の対価
販売会社	年0.08%	購入後の情報提供、顧客口座の管理等の対価
受託会社	年0.025%	当ファンドの運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

上記の他に当ファンドが投資する投資信託証券に関しても信託(管理)報酬等がかかります。(投資対象ファンドの純資産総額に対して年率0.10%程度)

当ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率は、当ファンドの純資産総額に対して、年率0.991%程度(税込)(概算値)、(年率0.925%程度(税抜)(概算値))です。

概算値は、投資対象とする投資信託証券における信託(管理)報酬率を含めた実質的な報酬率を各投資信託証券への想定配分に基づき算出したものです。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、「実質的な信託報酬率」は概算値で表示しています。

上記の実質的な信託報酬率(年率0.991%程度(税込)(概算値)、(年率0.925%程度(税抜)(概算値)))には、投資一任契約に係る報酬は含まれておりますが、次の(4)その他の手数料等に記載されている費用は含まれておりません。

5【運用状況】

<訂正前>

当ファンドの運用は、平成28年6月10日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

(略)

<訂正後>

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

(略)

参考情報 運用実績

<訂正前>

当ファンドは、平成28年6月10日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。

(略)

<訂正後>

有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。

(略)

第3【ファンドの経理状況】

<訂正前>

- (1)当ファンドの運用は、平成28年6月10日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。
- (2)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)(以下、財務諸表等規則という。)」ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下、「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しています。
- (3)当ファンドの監査は、PwCあらた監査法人により行われる予定であり、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間ごとに作成する有価証券報告書に記載されます。

(略)

<訂正後>

- (1)当ファンドは、有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。
- (2)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)(以下、財務諸表等規則という。)」ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下、「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しています。
- (3)当ファンドの監査は、PwCあらた有限責任監査法人により行われる予定であり、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間ごとに作成する有価証券報告書に記載されます。

(略)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

< 訂正前 >

平成28年3月31日現在、資本金は2億5千万円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、20,000株を発行済です。

< 訂正後 >

平成28年6月30日現在、資本金は5億円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、30,000株を発行済です。

2 【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成28年4月28日現在、委託会社の運用する証券投資信託はありません。

平成28年6月10日から運用を開始する予定です。

< 訂正後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成28年6月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	8	79
合計	8	79

3 【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

(1) 委託会社であるマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

(2) 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期事業年度(自平成27年8月28日至平成28年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	第1期 (平成28年3月31日現在)
--	-----------------------

(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		415,660
前払費用		12
未収入金		4
	流動資産計	415,677
固定資産		
有形固定資産	1	4,129
建物		1,279
器具備品		2,849
無形固定資産		12,497
ソフトウェア仮勘定		12,497
投資その他の資産		2,164
長期差入保証金		2,158
長期前払費用		5
	固定資産計	18,790
資産合計		434,468
(負債の部)		
流動負債		
預り金		1,053
未払金		856
未払費用		3,616
未払法人税等		934
	流動負債計	6,460
負債合計		6,460
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		250,000
資本剰余金		250,000
資本準備金		250,000
利益剰余金		80,992
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		80,992
	株主資本計	419,007
新株予約権		9,000
純資産合計		428,007
負債・純資産合計		434,468

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	第1期 (自 平成27年8月28日 至 平成28年3月31日)
--	------------------------------------

営業費用			
支払手数料		591	
広告宣伝費		1,783	
営業雑経費		6,813	
通信費		657	
協会費		6,155	
	営業費用計		9,188
一般管理費			
給料		48,533	
役員報酬		4,968	
給料・手当		37,923	
法定福利費		5,641	
交際費		90	
旅費交通費		223	
租税公課		5,074	
不動産賃借料		2,729	
退職給付費用		870	
固定資産減価償却費		315	
諸経費		13,826	
	一般管理費計		71,663
営業損失()			80,852
営業外収益			
受取利息		28	
	営業外収益計		28
経常損失()			80,823
税引前当期純損失()			80,823
法人税、住民税及び事業税			169
当期純損失()			80,992

(3) 【株主資本等変動計算書】

第1期(自平成27年8月28日 至平成28年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計	新株 予約権	純資産合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利 益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額								
新株の発行	250,000	250,000	250,000			500,000	500,000	
当期純損失 ()				80,992	80,992	80,992	80,992	
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)							9,000	9,000
当期変動額合 計	250,000	250,000	250,000	80,992	80,992	419,007	9,000	428,007
当期末残高	250,000	250,000	250,000	80,992	80,992	419,007	9,000	428,007

注記事項

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は定額法を採用しております。
2. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第1期 (平成28年3月31日現在)
建物	55
器具備品	259

2. 関係会社に対する資産及び負債
該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高
該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	-	20,000	-	20,000

(変動事由の概要)

新株の発行による増加

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(個)			当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	
第1回新株予約権	普通株式	-	450	-	450
					9,000

(変動事由の概要)

第1回新株予約権の発行による増加

3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

項 目	第1期 (平成28年3月31日現在)		
	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金	415,660	415,660	-
(2)長期差入保証金	2,158	2,158	-
資 産 計	417,818	417,818	-
(1)未払金	(856)	(856)	-
負 債 計	(856)	(856)	-

(注1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注2)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)長期差入保証金

長期差入保証金については、返還時期の見積りを行い、返還までの期間に対応した国債利回りに信用リスクを加味した割引率でキャッシュ・フローの見積額を割り引いて算定しております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」については、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

負債

(1)未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当事業年度の確定拠出制度への要拠出額は、870千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(千円)

繰延資産	1,784
ソフトウェア仮勘定	919
繰越欠損金	21,386
その他	830
繰延税金資産小計	24,921
評価性引当額	24,921
繰延税金資産合計	-
繰延税金資産の純額	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

- (1) サービスごとの情報
該当事項はありません。
- (2) 地域ごとの情報
該当事項はありません。
- (3) 主要な顧客ごとの情報
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	議決権の所有 (被所有)割合	関係当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マネックス グループ 株式会社	東京都 千代田 区	(被所有) 直接 51.01%	設立及び出 資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注1)	353,030	-	-
主要 株主	株式会社 クレディ セゾン	東京都 豊島区	(被所有) 直接 44.00%	出資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注1)	132,000	-	-

(注1) 当社の設立時及び増資時に発行株式を引き受けたものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

- (1) 親会社情報
マネックスグループ株式会社(東京証券取引所に上場)
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第1期 (自 平成27年8月28日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	21,400円36銭
1株当たり当期純損失金額()	5,124円17銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第1期 (自 平成27年8月28日 至 平成28年3月31日)
当期純損失()	80,992千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純損失()	80,992千円
期中平均株式数	15,806株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成27年8月28日 臨時株主総会決議の第1回新株予約権450個

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

5 【その他】

< 訂正前 >

(略)

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社は、平成27年10月27日に商号をマネックス・セゾン・バンガード投資顧問に変更しました。

また、平成27年11月27日に資本金を2億5千万円に増資しました。

上記以外、該当事項はありません。

(略)

< 訂正後 >

(略)

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社は、平成27年10月27日に商号をマネックス・セゾン・バンガード投資顧問に変更しました。

また、平成27年11月27日に資本金を2億5千万円に増資、平成28年6月24日に資本金を5億円に増資しました。

上記以外、該当事項はありません。

(略)

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月24日

マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 秀行 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅谷 圭子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社の平成27年8月28日から平成28年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれていません。